

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条及び第4条第1項の規定により、次のとおり、法第3条の規制地域を指定するとともに法第4条第1項の規制基準を定め、平成24年4月1日より実施する。

平成24年4月1日

交野市長 中 田 仁 公

1 規制地域

交野市全域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

	特定悪臭物質の種類	規 制 基 準
1	アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の1
2	メチルメルカプタン	大気中における含有率が1,000,000分の0.002
3	硫化水素	大気中における含有率が1,000,000分の0.02
4	硫化メチル	大気中における含有率が1,000,000分の0.01
5	二硫化メチル	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
6	トリメチルアミン	大気中における含有率が1,000,000分の0.005
7	アセトアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.05
8	プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
10	イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.02
11	ノルマルパレルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
12	イソパレルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.003
13	イソブタノール	大気中における含有率が1,000,000分の0.9
14	酢酸エチル	大気中における含有率が1,000,000分の3
15	メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が1,000,000分の1
16	トルエン	大気中における含有率が1,000,000分の10

17	スチレン	大気中における含有率が1,000,000分の0.4
18	キシレン	大気中における含有率が1,000,000分の1
19	プロピオン酸	大気中における含有率が1,000,000分の0.03
20	ノルマル酪酸	大気中における含有率が1,000,000分の0.001
21	ノルマル吉草酸	大気中における含有率が1,000,000分の0.0009
22	イソ吉草酸	大気中における含有率が1,000,000分の0.001

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第3条第1項に規定する方法により算出した流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

省令第4条に規定する方法により算出した濃度とする。